

就業基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人天童市シルバー人材センター就業規約に基づき、会員の安全・適正就業ならびに公平な就業機会を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

(就業の提供)

第2条 会員の就業にあたっては、会員票記載の希望職種を参考に、健康状態、就業意欲、就業に必要な技能及び経験その他適性を参酌し、就業する会員の同意を得た上で決定するものとする。

2 前項の決定にあたり、必要があると認めるときは、当該会員にかかる医師の診断書(証明書)の提出を求めることができる。

(就業の基準)

第3条 同一仕事内容で同一就業場所に年間を通じて就業する会員の就業期間(以下「継続就業期間」という。)、就業時間及び日数の基準は、次のとおりとする。

(1) 継続就業期間は、発注者との契約に基づき1年以内とする。ただし、次年度も継続する見込みのある場合は、1年ごとにその期間を更新できるものとする。

(2) 就業期間の更新による継続就業期間は、最長で5年以内を目安とする。

(3) 同一就業場所で継続して就業する会員の年齢は、原則として75歳を目安とする。

(4) 就業を希望する会員がいない、もしくは就業できる会員がいない場合は、第2号又は第3号によることなく継続して就業できるものとする。

2 就業時間及び日数は、原則として次の各号に定めるところによる。

(1) 1日の就業時間は、8時間以内とする。

(2) 1か月の就業日数は、おおむね10日以内とする。

3 特に発注者からの要望等がある場合、又は就業履行上特別な配慮を必要とする場合は、前2項の規定にかかわらず、調整をすることができる。

(就業の手続き)

第4条 前条の規定により就業期間を設定するときは、当該会員に対してあらかじめ就業通知書を交付するものとする。

(基準日等)

第5条 就業の始期の基準日は4月1日とする。

2 年数の計算にあたっては、3か月以下の就業は算入しない。

(就業の中止)

第6条 理事長は、就業会員が発注者との間でトラブルを発生させた場合又は健康状態、就業意欲、その他の理由により当該業務の就業上、適性を欠くと認められる場合は、その業務への就業を中止することができる。

2 前項により会員の就業を中止するときは、就業調整委員会(以下「委員会」とい

う。)の審議を経て決定するものとする。ただし、発注者から就業会員の就業中止の申し出がある場合は、この限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、委員会の審議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条の継続就業期間には、廃止される前の就業等の基準に関する要綱（平成14年1月22日制定）に基づいた就業期間を通算するものとする。
- 3 就業等の基準に関する要綱は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成24年5月18日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱第3条第2号を適用する場合においては、施行日以前の継続就業期間を通算するものとする。

附 則（令和5年3月24日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。